

夢を実現する第一歩のために…2010年7月号

# ミツヒロニュース



今、人々の意識は「つながり」を求める時代へと変化していきます。「自分の存在や仕事を通じて世の中の役立ちたい。」

「人が幸せに生きるために、みんなで支え合い不安の無い社会を再構築したい」といった、助け合いや調和を求める時代になりつつあります。企業のあり方もまた、「世の中を幸せにするために如何に社会貢献するのか。見直す時と言えそうです。 光廣 昌史

## 今月のトピックス

- 役員給与制度の概要…現在の役員給与についてのポイントを紹介します。
- 雇用保険制度の改正
- あとがき  
花より団子／父の日

## 役員給与制度の概要

役員給与制度については、税制改正の度に議論され、何度も改正内容として取り上げられています。なぜなら、役員給与は、法人の利益調整に利用される可能性があり、厳しく規定をしておかないといけない部分でもあり、それに加えて、最近の景気の浮き沈みが激しいことで、役員給与の調整が頻繁に行われる会社も多いためです。

そこで、今回は、役員給与制度の概要について、記載します。参考にしていただければと思います。

### 1. 損金に算入できる役員給与について

役員給与は、以下の給与は、損金に算入されます。また、以下の給与であっても不相當に高額な場合は損金に算入されません。

#### ① 定期同額給与

「支給時期が1ヶ月以下の一定の期間ごとである給与」で  
「その事業年度の支給時期における支給額が同額であるもの」又は、  
「次の改定前と改定後の給与が同額であるもの」

- ・その事業年度の開始から3ヶ月以内の毎年所定の時期にされる定期給与の額の改定や特別な事情により3ヶ月以降に改定がされた場合
- ・役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更などの臨時改定事由により改定が行われたもの
- ・業績悪化事由によりされた定期給与の額の改定

#### ② 事前確定届出給与

「役員の職務につき、所定の時期に確定額を支給」する旨の定めに基づいて「届出期限までに納税地の税務署長にその定めの内容に関する届出をしている」給与

- (1) 原則の届出期限（下記のいずれか早い日）  
イ 株主総会などの決議を行った日から1ヶ月が経過する日  
ロ 会計期間開始から4ヶ月を経過する日
- (2) 臨時改定事由により定めをした場合  
下記のいずれか遅い日が届出期限  
イ (1) のイ又はロのうちいずれか早い日  
ロ 臨時改定事由が生じた日から1ヶ月を経過する日
- (3) 事前確定届出給与に関する定めを変更する場合  
下記の事由の区分に応じてそれぞれ次に掲げる日  
イ 臨時改定事由 …事由が生じた日から1ヶ月を経過する日  
ロ 業績悪化改定事由 …これに関して株主総会等の決議をした日から1ヶ月を経過する日
- ③ 利益連動給与（上場会社のみ）  
「利益に関する指標を基礎として算定される給与」で(1)から(3)まで全ての要件を満たすもの
- (1) 算定方法が、有価証券報告書に記載されるその事業年度の利益に関する指標を基礎とした客観的なもので、要件を満たすもの  
(2) 有価証券報告書に記載されるその事業年度の利益に関する指標の数値が確定した後1ヶ月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること  
(3) 損金経理をしていること

## 2. 減額改定に基づいたポイントについて

### ＜業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱い＞

例) 当社（年1回3月決算）は、役員に対して支給する給与について、定期株主総会で支給限度額の決議をし、その範囲内で、定期株主総会後に開催する取締役会において各人別の支給額を決定していますが、本年度は、会社の上半期の業績が予想以上に悪化したため、年度の中途ではありますが、株主との関係上、役員としての経営上の責任から役員が自らの定期給与の額を減額することとし、その旨、取締役会で決議しました。このような年度中途の減額改定は、「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」（業績悪化改定事由）による改定に該当しますか？

→ 財務諸表の数値が相当程度悪化したことや倒産の危機に瀕したことだけではなく、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者（株主、債権者、取引先等）との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じていれば、業績悪化改定事由に該当します。

### 1. 通常、業績悪化改定事由による改定に該当する例

- ① 株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ② 取引銀行との間で行われる借入金返済のリスクフェーズの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ③ 業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

## ＜定期給与を株主総会の翌月分から増額する場合の取扱い＞

当社（年1回3月決算）は、定時株主総会をX 1年6月25日に開催し、役員に対する定期給与の額につき従来の50万円から60万円に増額改定することを決議しました。当社の役員に対する定期給与の支給日は毎月末日となっていますが、その増額改定は6月30日支給分からではなく、定時株主総会の日から1ヶ月経過後最初に到来する給与の支給日である7月31日支給分から適用することとしています。この場合、**定期同額給与**の要件とされている「改定前後の各支給時期における支給額が同額であるもの」という要件は満たさないこととなりますか？

→ 4月から6月までの支給額又は7月から翌年3月までの支給額が同額である場合には、「改定前後の各支給時期における支給額が同額であるもの」という要件を満たし、それぞれが**定期同額給与**に該当します。

## ＜臨時改定事由の範囲—病気のため職務が執行できない場合＞

当社（年1回3月決算）の代表取締役甲は、病気のため2ヶ月間の入院が必要となつたため、取締役会を開催し、甲の役員給与の額を減額することを決議しました。また、退院後に取締役会の決議を経て、入院前の給与と同額の給与を支給することとする改定をしています。この場合、当社が甲に支給する役員給与は**定期同額給与**に該当しますか？なお、入院期間中、甲には別途、社会保険から傷病手当金が給付される予定です。

→ 役員が病気で入院したことにより当初予定されていた職務の執行が一部できることとなった場合に、役員給与の額を役員給与の額を減額することは**臨時改定事由による改定**と認められます。また、従前と同様の職務の執行が可能となつた場合に、入院前の給与と同額の給与を支給することとする改定も**臨時改定事由による改定**と認められます。したがって、甲に支給する給与はいずれも**定期同額給与**に該当します。

## 雇用保険が改正されました。

厳しい雇用情勢を踏まえ、平成22年4月1日より雇用保険制度が改正されています。

### ①非正規労働者に対する適用範囲の拡大

短時間労働者の雇用保険の適用基準が緩和され、従来、1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ「6ヶ月以上の雇用見込み」がある場合に加入対象とされていましたが、4月1日から、「31日以上の雇用見込み」がある場合には加入することとなりました。なお、この「31日以上の雇用見込み」とは雇用実態により判断されるため、雇用契約期間が31日未満であっても、契約更新により31日以上の雇用が見込まれる場合には、雇入れ時から雇用保険に加入しなければなりません。

### ②雇用保険料率の引上げ

雇用保険料率について以下のとおり、引上げが行われています。

【平成21年度】

	雇用保険料率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	11/1000	4/1000	7/1000
農林水産 清酒製造業	13/1000	5/1000	8/1000
建設業	14/1000	5/1000	9/1000



	雇用保険料率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
農林水産 清酒製造業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000
建設業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000

【平成22年度】

## 経営者実践セミナー

# 『ヨーロッパ危機から日本の危機へ』 ～いつ始まる 崩壊！！～

### 第6回経営者実践セミナーを開催します！

今年も中盤を迎える相変わらず厳しい社会情勢が続いています。従来の金融システムを修復することは数学的に不可能なところまで来ており、ヨーロッパの危機はギリシャを序章としてこれからが本番と思われます。いよいよ資本主義経済・金融システム崩壊の日が近づいてきたようです。

危機に直面した時、日本はどうなるのでしょうか！当セミナーでは2010年の後半を乗り切るために知っておきたい今後の流れについて、『清富経営』でお馴染みの鈴木三雄氏に緊急分析して頂きます。数々のリスクから御社を守るための最新情報を届けしますので、ぜひともご参加ください。

#### 開催内容

■日 時	2010年7月7日(水)	■参加費	一般／5,000円 ミアス会員／無料
	13:30~17:00	■定 員	45名
■会 場	ANAクラウンプラザホテル広島 4階・カメリア	■講 師	情報アナリスト 鈴木 三雄 氏

## あとがき

下田です。先月、京都へ行きました。趣味の「いけばな」を学ぶため、年に数回訪問していますが、今回はドンピシャ梅雨の季節。元サッカー選手のラモス瑠偉さんが、京都パープルサンガ在籍中に「ブラジルより暑い！！」と嘆いたというほど、京都は本当に汗が吹き出るほど蒸し暑くグッタリ。今回、その暑さを身を以て体感してきました。さて、私が通っている「いけばな」の学校は、頂法寺（本堂が六角宝形造であることから、「六角さん」と地元の方に親しまれている。）にあり、北海道から沖縄まで全国から花好きの人達が集まります。授業は朝9時開始で、講義と実技があり、終わるのは夕方6時位。ゆっくり観光を楽しむ時間は有りませんが、花をいけ終わった後の食事会は楽しいひとときです。年齢や性別、そして職業も出身地も様々ですが、「花好き」仲間の会話は尽きることはありません。そして、オマケは全国各地から持参されたお土産。おやつには全国銘菓を交換し、食事会では新潟の日本酒や九州の焼酎が振る舞われます。「花より団子」の私には嬉しいオマケです。もちろん、広島の代表選手は「もみじ饅頭！」あのシンプルな美味しさは、広島県人が思っている以上に人気があります。また「もみじ饅頭＝広島」と認知度が高く皆さん親しみを持ってくださっているので、直ぐに名前を覚えてもらえないとも「もみじ饅頭の人」→「広島の・・・」→「そうそう、下田さん！！」といった具合に、名刺代わりにもなるようです。



森川です。梅雨時期ですね。ついつい、長靴が欲しくなって、インターネット販売の長靴を予約しました。早く夏になって欲しいと思う一方、夏になって暑いのも嫌だな…と複雑な気分です。

さて、6月と言えば、父の日があります。私にとっては父ではないですが、祖父が我が家に来ていたのでその話をしたいと思います。祖父は、80代後半なのですが、少し前から、白内障で目が見えにくいと言っていました。ただ、耳も聞こえにくいでし、一人で病院に行って手術するのも困難だったので、母が我が家近くの眼科で手術してはどうかと病院に話を聞きに行き、祖父を無理やり病院に連れて行きました。その流れで、我が家に久しぶり！と言っても良いくらいですが、父の日前後の二週にわたり泊まりに来ました。本人の希望で、二週とも、手術の当日から翌々日の診察までの2泊3日の短い滞在でしたが、それでも、祖父にとっては、慣れない我が家で相当なプレッシャーになったようでした。でも、私は家に帰って祖父がいると思うと結構楽しみでした。母親も、ここぞ！とばかり料理を作りて親孝行をしていました。手術の直後、すぐにははっきり見えなかったので、祖父は多少がっかりしたようでしたが、翌日には、とてもはっきり目が見えるようになり、手術をして良かった！と思ったようです。その分、我が家へのホコリを気にして、掃除が大変でしたが（笑）親孝行ができるけど祖父に振り回され気味で疲れた母の様子や、おじいちゃん孝行？が多少できた私にとっては、とても良い父の日だったと思っています。皆さんは父の日はいかがでしたか？

【発行】 株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp>

